

## アーマッドの暗殺事件をめぐって：元朝フビライ期の政治史

片山，共夫

<https://doi.org/10.15017/24564>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 11, pp.27-63, 1983-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# アーマッドの暗殺事件をめぐって

## ——元朝フビライ期の政治史——

片 山 共 夫

### 目 次

はじめに

#### 第一章 アーマッド暗殺事件

##### 第一節 張易に関する疑問

##### 第二節 高鱗に関する疑問

小 結

#### 第二章 フビライ路線

##### 第一節 モンゴル人君主と中国人官僚

##### 第二節 盧世榮の執権

#### 第三章 皇太子路線

##### 第一節 三公の議

##### 第二節 門下省設立の議

##### 第三節 皇太子の実権

##### 第四節 禅位事件

結 び

### はじめに

周知のように、元朝においては、中統二年五月以来、中書省を唯一最高の執政、行政機関としたが、世祖フビライ期には、尚書省を称する官庁が二度設けられた。初めは<sup>アーマッド</sup>阿合馬を長官として至元七年正月から同九年正月まで、二度目は<sup>サンガ</sup>桑哥を長官として至元二十四年正月から同二十八年正月まで。これは、至元三年に置かれた財務機関制国用使司が発展したもので、財務を中心に置く点において、唐代の尚書省やエヘ・モンゴル国時代（憲宗モンケ以前）の燕京行台尚書省とも異質であった。

ところで尚書省の設置は、フビライ期における重要な政治的事件であって、元朝政権の性格を理解する上で無視できない問題点となっている。そこでそれについて、これまでいくつかの観点からアプローチがなされた。元史<sup>四五</sup>の姦臣伝を始め、夙に明の陳邦瞻や青山公亮氏は、『元史紀事

本来」や「元朝尚書省考」<sup>2</sup>において、尚書省置廢の経緯を概述し、アーマッド、桑哥等の野心（権勢欲）に焦点をあてた。明の張溥は、「元史紀事本末」に注して、「古来人君好利、未有過於元世祖者也」といい、また趙翼は、「二十二史劄記」に、尚書省設置の要因として、「世祖嗜利黷武」を結論した。それらに対して、村上正二氏は、「支那官制發達史」において、経済上の要因を強調せられ、「これは財政省兼企画省とも称せられるべきもので、国家非常の際、特に財政の逼迫に対応せんがために設立された臨時的官庁である」と規定された。<sup>4</sup> ついで蕭啓慶氏は、「西域人と元初政治」において、中国のモンゴル政権には、太宗オゴタイの頃から、財政を中心とする政治の実権をめぐる、漢人と色目人の間に対立があり、カーンの統治方針としては、若干の時期を除いては常に、色目人を用いることによつて漢人勢力を牽制するとともに、色目人の商業民族としての財政的手腕を利用して、中国からより多くの財貨を収奪することに傾いていたとして、より大きな政治的動向の中にとらえた。さらに宮崎市定氏は、「中国史」(下)において、「蒙古の君主にとつて、征服によつて得た領土もまた掠奪品の一種であり、これを個人的な利殖に用いて差し支えないものであった。人民が納入する租税は、国家の経費というよりも君主個人に対する貢奉と見做された。そこで世祖は、

領土人民からなるべく多くの収入を挙げんが為に」と述べられて、フビライの嗜利黷武を単に個人的性情に帰せず、征服者蒙古民族と被征服者中国民族の間の基本的矛盾に端を発するものととらえることによつて、趙翼の見解を更に深められたのであった。

さて元朝尚書省の性格について、政治的経済的観点からする考察は、以上諸氏の考察につきているが、そのような性格規定を踏まえて、再びフビライ期の政治史に眼を転ずるとき、従来看過され、或は過小評価されていた諸事件や人物が、重要な意義を有していることがわかる。そこで本稿においては、元朝尚書省にかかわる問題点の一つであるアーマッド暗殺事件を端緒として、元朝フビライ期における裕宗チンキムの意義（すなわちその位置、力、果たした役割）を明らかにし、ひいてはフビライ期政治史の基本的構図を描くことを狙いとした。

## 第一章 アーマッド暗殺事件

アーマッドは、至元十九年三月十七日夜暗殺された。<sup>7</sup> それについて、主謀者益都千戸王著が、妖僧高和尚と共謀し、八十余人の徒党を組み（宮城に侵入した際は数百人の儀衛を伴い）、皇太子を偽つて宮城に侵入し、迎えに出ていたアーマッドを大銅槌を以て撲殺したというのが、これまで伝

えられているところの事件の概要である。しかしこの事件の経緯を細かく追跡してみると、腑に落ちない点がいくつもある。そこでまず元史卷二〇五姦臣伝、同一六九高麗伝、同張九思伝<sup>⑨</sup>によつて、事件の経過を辿つてみよう（後述するように、この事件に関する一切の資料は事件の当事者である張九思によつて、成宗即位初めに編纂整理されて、世祖裕宗実録となつており、我々が眼にすることのできる関係史料は、すべてそれを基礎とした（乃至は同質の）ものであると考えられる。そこで我々には、畢竟推論によつて事件の記述の論理的矛盾をつくつという方法をとらざるを得ない。その点あらかじめ断つておきたい）。

益都千戸王著は、かねてより密かに大銅槌を鑄造し、アーマッドを撃たんと念願していたという。たまたま妖僧高和尚と知り合い、至元十九年三月一日アーマッド暗殺の計画をたてた（元史卷十二世祖本紀）。その計画は、仏事を為すために大都に還つてきた皇太子の一団を装い宮城に侵入し、アーマッドを撲殺するというものであった。その時を三月十七日夜と定めた。このとき皇太子は、フビライに従つて上都に在つた。アーマッドは大都に在つて、留守に当たつていた。

三月十七日朝、王著等は、まず八十余人の徒党を組み、準備を整え、ついでチベット僧を装う二僧を中書省に至ら

アーマッドの暗殺事件をめぐる

しめ、「今夕皇太子、国師とともに来りて仏事を建つ」と布れ、仏事の準備を整えさせた。中書省ではそれを疑い、試みに東宮の怯薛官（宿衛官）である高麗に面識の有無を尋ねたが、高麗等のうちに、誰も知るものがなかった。そこで高麗が、チベット語を以つて二僧に、「皇太子と国師とは、今何処に至れるや」と問うたところ、二僧は顔色を失つたので、高麗は再び今度は漢語で詰問したところ、二僧は答えられず狼狽した。そこで高麗等は二僧を執えて吏に委ねて訊問したが、いずれも自白しなかつた。高麗は変のあることを恐れ、尚書忙兀兒及び張九思（いずれも東宮の怯薛官）とともに、東宮の衛士及び官兵を集め、各自弓矢を執りて変事に備えた。

一方王著等は、午頃また崔総管を、侍衛親軍を領して京城守備に任じていた枢密副使張易のもとに遣して偽りの令旨を伝え（矯伝令旨）、その日の夜、兵若干を發して東宮前に会することを命じた。張易はその偽りに気付かず、すぐに右衛親軍都指揮使顔義（姦臣伝による、張九思伝には顔進とする）に兵を領せしめ、俱に東宮外に往つた。東宮に在つた高麗は、枢密副使張易が兵を領して東宮外に駐しているのに気付いて、「果何為」と問いを發した。張易は、「夜の後、当に自ら見るべし」と拒んだが、高麗の強い問いに、「皇太子来りて阿合馬を誅するなり」と耳う

アーマッドの暗殺事件をめぐる

ちした。

王著は崔総管を張易のもとにやったあと、自ら中書省に至り、アーマッドに見え、「太子將に至らんとす、省官をして悉く宮前に候たしむ」と詭言した。そこでアーマッドは、左司郎中脱歡察兒等数騎を迎えに遣った。脱歡察兒等は城門を出て北に十余里を行ったところで偽太子の一行に遇った。偽太子は、無礼を責めて彼等を殺し、その馬を奪って宮城に赴いた。

夜二鼓(午後十時)偽太子の一行は、数百人の儀仗を従えて、健徳門より都城に入った。この時敢えて何問する者はなかつたので、直ちに高艫等の守る宮城西門に至った。そこで一行の一人が進みでて、「啓関」と叫んだ。高艫等は、遠くから人馬の声を聞き、遙かに燭籠の灯りを見て、一行のやってくるのを知っていたが、張九思等と、「他時殿下還宮、必以完澤、賽羊二人先請、得見二人、然後啓関」と言いあわせてあったので、高艫はまず完澤と賽羊の二人を呼んだが、応ずるところがなかつた。そこでただちに「皇太子、平日未だ嘗て此の門より行かず、今何ぞ此れに來たるや」と詰問すると、賊は計に窮して南門に趨った。高艫は、張子政等に西門を守らせ、すみやかに南門に走った。

さて南門に趨った偽太子の一行は、東宮前に至ると、偽

太子一人を残して皆下馬した。省官らは王著と共に已に東宮前に集って待っていたから、偽太子は馬に乗ったまま省官を呼んで前に至らせ、数語アーマッドを責めた。王著はただちにアーマッドを牽れ去り、袖に隠しもつていた大銅槌でその脳を打ち碎き殺した。偽太子はついで左丞郝禎を呼び、アーマッドと同様これを殺した。ついで左丞張惠を捕えた。樞密院、御史台、留守司の官は、遠くから呆氣にとられ、手を拱いて眺めているだけであつた。

一方南門に走った高艫は、偽太子等が省官の姓名を呼ぶのを聞いた。遙か遠くより様子を窺った高艫は、燭影の下にアーマッドと左丞郝禎が已に殺されているのを見た。そこで高艫は張九思とともに、大声で「此れ、賊なり」と叫び、衛士を叱咤して逮捕にあたらせた。留守司達魯花赤博敦は、前み出て挺を以て偽太子を撃った。たちまちに矢が乱発され賊は散り散りに逃れたが、その多くが逮捕された。高和尚は逃れたが、王著は自らすすんで縄についた。御史中丞の也先帖木兒は、高艫等と駅馬を馳せて上都に往き、チャガン・ノール(白湖、察罕腦兒)に駐蹕していたフビライの耳にいれた。フビライは激怒し、樞密副使孛羅、司徒和禮霍孫、参政阿里等に命じて大都に走らせ、殘党の逮捕にあたらせた。二十日高和尚が高梁河で獲えられた。二十二日王著と高和尚を市に誅してこれを醢とし、ついで張

易を処刑した。張易は刑官の取調べによって「知情」と断定され、「伝首四方」されんとしたが、張九思の「張易、変に応じて審かにせず、賊に授くるに兵を以てするのみ」「若し坐するに与謀を以てすれば、則ち過ぎたるなり、請う伝首を免ぜられんことを」という弁護により、皇太子裕宗チンキムのとりなしでフビライの許しを得た。また右衛親軍都指揮使の顔義(進)も、偽太子の一行とともにあつて流矢にあつたことを以て、怨家から賊の一味として誣される破目になつたが、張九思の力弁によつて罪を免れた。王著は刑に臨んで、「王著、天下の為に害を除く、今死するなり、異日必ず我が為にその事を書すものあらん」と叫んだという。

以上のような経緯において、疑問点が三つある。第一は張易に関する疑問であり、第二は高臙に関する疑問であり、第三は皇太子に関する疑問である。まず第一の疑問点からとりあげよう。

## 第一節 張易に関する疑問

事件の取り調べにあつた刑官は、張易を「知情」(張九思はこれを「与謀」といいかえている)と断定した。チャガン・ノールで最初の報告を受けたフビライは、彼について「反するのみ、反するのみ」と主張した<sup>10</sup>。張易は共

アーマッドの暗殺事件をめぐる

謀ではなかつたらうか。以下その点について考察する。

張易は、高和尚と事件より二年前の至元十七年二月三日以前より面識があつた。しかもかなり親しかつたと思われる。なぜなら彼は、その日フビライに「高和尚、秘術あり、よく鬼を役して兵と為し、遙かに敵人を制す」(元史卷十一世祖紀)と紹介しているからである。その際、フビライは、さつそく和禮霍孫カフカスに命じて兵を將い、高和尚とともに北辺に往かしめ、秘術を試みさせた。高和尚は術に失敗したために、他人を身代りに殺し、死を詐つて行跡を晦ました。

ところで張易が妖僧高和尚を薦めたのは、尋常のことにおいてではない。妖術においてである。そしてこれを薦めた張易は、決して無学文盲の武人ではなく、海迷失ガイミンシュの稱制元年(一二四九年)に、順徳路刑台県にある紫金山で劉秉忠、張文謙、王恂、郭守敬等とともに儒学を学び、早くより用いられた劉秉忠等同学の推薦によつて、憲宗四年以前フビライの潜邸に入仕したものである<sup>11</sup>。張易が妖術の効果を信じたために、高和尚を推薦したとは、とても考えられない。高和尚は何か別のことで張易の知を得たと思われるが、それこそ反アーマッドの志ではなかつたらうか。

張易が少なくともアーマッドを快よく思つていなかったことは、暗殺事件当日張易が高臙に耳うちした「皇太子、

来りてアーマッドを誅するなり」(高橋伝)によつてわかる。張易の反感がどこから生じたのか、どのようなものであつたか詳らかではないが、事件の主謀者と見做される当時二十九才の王著<sup>⑫</sup>が、正義感から「天下の為に」アーマッドを暗殺しようとしたのに比べて、もう少し複雑な事情があつたといふことができる。それは、張易が、至元三年二月十八日の制国用使司の設置以来、至元九年十月八日に枢密副使として中書省を出るまで約六年半、常にアーマッドの副官の地位にあつて、アーマッドと密接な関係をもつていたからである。ただしその間の具体的な事情は詳らかにはならない。

さて張易が、共謀か否かはひとえに「矯伝令旨」にかかつている。果してそれは、本当に存在していたのであるうか。まずあつたと仮定してみよう。彼は、その令旨が偽物だといふことになぜ気付かなかつたのであろうか。彼は枢密副使として、令旨には幾度となくお目にかかつた(受け取つた)ことがある筈である。(もししなかつたとすれば、令旨を受けるといふことが怪しむべき不審ことになる)。なぜなら皇太子チンキムは、中統四年五月六日枢密院が立てられてより以降、中書令兼判枢密院事として枢密院のことに携つてきたからである。中書令兼判枢密院事は、全く実権のないものではなかつた。至元元年八月十五

日以降、チンキムは省中に幕位を置き、毎月二度朝政に判署した(枢密院においても同様に咨廩をうけている。王恂伝)。アーマッド専権の時期は、アーマッドの巧みな計で事実上チンキムの出る幕はなかつたようであるが、至元十六年十月二十七日以降はその実権を増した(第三章第三節)。そこで張易との関係について言えば、チンキムは枢密院の長官であり、張易は副官であつた。チンキムの生存中は、知枢密院事も枢密院使も置かれた例がなく、枢密副使は判枢密院事に次ぐ地位であつた。従つて張易が、それまでに皇太子チンキムから令旨を受けとつたことは、何度もあつたに違いない。その場合に、令旨の矯伝を予防する処置として、令旨が伝えられる際の何らかの秘密の慣行があつたとは考えられないだろうか。まず用紙(乃至織物)、書式、筆蹟から令旨を伝達する使者まで、令旨が偽物か真物かをチェックする基準がいくらかもあつたと考えるのが常識であろう。令旨が偽りであつたならば、張易がそれに気付かなかつたといふことは考えられない。すなわち令旨を矯伝するといふことは、殆ど不可能であつたと考えられるのである(そこで令旨が真物であつた可能性が生じる。その場合、皇太子はまさしく主謀者であつたことになる。しかしここでは皇太子に不利なケースは敢えてとらない。どんな有利なケースをとつても、なお皇太子が浮びあがつて

くることを論証するのが、本章の目的である。）

百歩譲って、張易が偽物に気付かなかつたとしよう。その場合、何故に「皇太子、来りてアーマッドを誅するなり」ということを信じえたのかという疑問が、新たに生ずる。アーマッドはフビライの寵臣であり、アーマッドを殺すにフビライの承諾は不可欠である。もし承諾がないとすれば、フビライに対する謀叛である。そこで張易には当然、チンキムがフビライの承諾を得たかどうか疑問として生ずる筈である。そしていずれの場合にも、チンキムがアーマッドをじきじきに誅殺することは、奇異な行動である。まずチンキムが、フビライの承諾を得ていないと仮定しよう。この場合、フビライに対する公然たるクーデターであるが、そうなれば、チンキムが、上都のフビライをそのままにしてその拳に及ぶということが考えられないこととなる。またフビライの承諾があつたとしよう。その場合にも、盧世榮桑哥の伏誅がそうであつたように、罪状を明白にしてから誅殺に及ぶのが普通である。逮捕、取調べ、廷議等の段階を経、罪を承服させた後に誅殺に及ぶというのが普通である。皇太子が密かに仏事に託して帰還し、暗殺同然に誅殺する。そのような必要はないであろう。皇太子がじきじきにいきなり誅殺に及ぶことは、如何にも奇異なのである。張易は、「矯伝令旨」を受け取って―それを真物と

信じたということがありえたとして―何故にその内容を奇異なこととして疑わなかつたのだらうか。

張易が共謀でなく、また「矯伝令旨」があつたと仮定すると、その後の経過が、どのように考えても理解できない。「矯伝令旨」などなかつたのではあるまいか。そこで「矯伝令旨」はなかつたと仮定してみよう。するとまず崔総管の伝達したのは何かということになるが、それは、兼ねて手筈の段取りを実行するように促したものでつたと考える以外にはない。それこそ共謀の証拠である。

以上の考察によつて明らかになるように、「矯伝令旨」は、張易の共謀か否かを決定する要となつている。この一点にかかっているといても過言ではない。そこにこれは、張易を庇おうとするものが、張易は共謀ではなかつたとするために、捏造した事実ではなかつたかという疑いを生ずる。そこで刑官が張易を知情と断定したときに張易を庇つたのが誰かということを想起するに、それは張九思等であり、乱の鎮定の功労者であり、張易を裁く側の人達であつた。この捏造は可能である。先述のように取調べの刑官は、張易を知情と断定したのであつた。それを張九思等のとりなしで、「審らかにせず」誤つて賊に加担したということになつたのである。張九思等がとりなした際には、やはり論理的根拠を必要としたらう。それが「矯伝令旨」にか



かっているのである。捏造された事実である可能性は高いといえよう。また張九思は、成宗即位後まもなく世祖裕宗実録が修された際、それを領している。それ故当時の宮廷外の人々も後世の史家も、事件の当事者張九思等を通じてか、事件を知ることとはできない。捏造は可能であった。そこで捏造がなされたと仮定した場合、それでは何故張九思等は張易を庇ったのかということが、新たな問題となる。それは、張易が与謀となると、彼が枢密副使であった関係から、嫌疑が皇太子に及ぶことが予想され、張九思等はそれを避けねばならなかったからだとみられる。

## 第二節 高艦に関する疑問

次に第二の疑問について検討しよう。高艦の行動について、不審な点は二つある。第一点は、事件当日の午すぎ、張易から耳うちされたときに高艦のとつた行動である。第二点は賊が高艦等の守っている門を入ることができず、南門に趨いた際、高艦がとつた行動についてである。まず第一の疑問点から検討しよう。

高艦は、道園全集卷十三高魯公神道碑及び元史卷二六九本伝によれば、太宗九年（一二三七年）親王口温不花に従軍して黄州を攻めた際に戦没した千戸高守忠の子として、フビライの宿衛に入れられた。その後中統三年（二十九

才）始めて裕宗チンキムの官属となり、以来東宮門衛の禁を掌っていた。当該事件の際、高艦が張易の言葉を聞いたあとにとつた行動は、警戒心を抱きながらも何らの処置もとらず、夜二鼓になって賊のやって来るのを待っていたということである。高艦は職分を守っていただけかも知れないが、それは、高艦の立場に置かれたものが、事件を阻止するためにとりえた最善の処置とは言えない。結論的に言え、もし高艦が事件を阻止するつもりならば、もつと早くに処置をし、事件を未然に防ぐことができた筈である。それについて以下のような根拠があげられる。

高艦は、午前中、張易の言葉を耳にする以前に、怪しげな偽チベット僧二人が、「今夕皇太子、国師とともに来りて仏事を建つ」というのを聞いている。それについて、高艦は怪しんで訊問し、当然答えられるべき問いに答えられぬ二人を逮捕するとともに、変事のあることを恐れて警戒を強めたのであった。高艦は、当然その夜起こるかも知れないことについて不審を抱いていたと考えられる。彼が張易からその夜起こるべきこととして「皇太子、来りてアーマッドを誅するなり」と耳うちされたのは、そのあとのことである。高艦が、そのときまでに彼に与えられていたこれらの情報から、その夜起こるべきことについて予測できなかったとは考えられない。多少の知的訓練を受けた

ことのあるものなら、それだけの情報から、極めて高い可能性として、「その夜偽物の可能性の高い皇太子と国師がやってくる。その狙いはアーマッドの誅殺にある。」という結論を導くことができる。高艦はモンゴル語とチベット語を習得し、長期にわたり芸文監丞を掌ってきたほどの読書人である（高艦伝）。それだけの知的操作ができなかったとは思えない。

ここで更に一步をすすめて、高艦がそのような予測をたてたと仮定して、どのような処置をとりえたのかということを考えてみよう。まず高艦は、張易に午前中に起った事件のことを話すことができた筈である。張易から耳うちされるほどの間柄なのだから、逆に午前中の事件について話すこともできた筈である。そのことがなされ、かつ張易が共謀でなかったとすれば、事件の流れは変わっていたであろう。第二に、アーマッド暗殺の恐れがあるのだから、もし高艦に事件を阻止する気があったならば、マーアッドに使いをたてるなり、何らかの防衛措置をとることができた筈である。しかし高艦は、そのような手を一切打っていない。それではあまりにも自己の職分の範囲にとじこもっていたことになりはしないだろうか。

ところで高艦が起るべき事件に対して善処する気持をもっていたと仮定して、なお夜になるまで彼が傍観してい

アーマッドの暗殺事件をめぐる

たことを説明しうるものがあるとするれば、万に一つ、偽チベット僧の言い張易の語る皇太子が真物であるかも知れぬと考えたことである。けれども高艦がそれを真物であると考えたと、我々が考えうる根拠は、きわめて薄い。張易のみがそれを知らされていることを、彼は不自然に思わなかったのかということはおこう（高艦は、それだけの慎重さが要求されたのだとも考えられる）。しかしここでも第一節に論じたごとく、皇太子がじきじきにいきなり誅殺に及ぶことは常識的に考えられない奇異なことだということが、数えられねばならない。勿論高艦は、皇太子がアーマッドを誅殺しても当然なほどに敵視していたことを知っていた。それは公然たる事実であった。しかし動機があるということ、その方法が奇異であることとは別である。

さて、高艦が何の手も打たず夜二鼓まで手を拱いて待っていたのが、張易の語る皇太子を真物と考えたからではないとするれば、残された道として考えうるのは唯一つ。高艦は、その夜皇太子と国師を偽る賊の一団がアーマッドを暗殺するためにやってくることを承知の上で、それを黙認し傍観したのである。それはありえないことではない。彼等が皇太子同様アーマッドに反する感を抱いていたとすれば、むしろ当然である。そこで第二点について検討することに

しよう。

先述のように、賊は健徳門（大都城、北の城門の一つ）から大都に入り、高幡らの守っていた東宮西門に趨き、「啓関」と叫んだが、怪しまれて入ることができず、計に窮して南門に趨いたのであった。そのとき高幡等は、ただちに南門に走ったが、高幡が南門を遙かに望見しうるところに至ったときには、アーマッドと郝禎は已に誅殺されていた。賊が如何にして両者を殺したかというに、まず南門に趨いた賊は、東宮前に至ると偽太子一人を残して皆下馬し、ついで偽太子は馬に立ったまま省官を呼んで前に至らせ、数語アーマッドを責めた。そのとき王著は、すすみ出たアーマッドを牽去し、袖に隠しもつていた大銅槌でその脳を打ち砕いた。ついで郝禎も、同様に呼び出され、殺されたのである。そのとき高幡と張九思の聲が発せられた。もし賊が、西門と南門の二隊に分れていて、一隊が西門に趨いたときは、別の一隊が南門に入っていたというのなら別であるが（そうは伝えられていない）、南門に趨いた賊とただちにあとを追って走った高幡が南門に至るまでの間に、どうしてそれほどの時間的余裕が生じたのであろうか。賊は、馬に乗って垣の外を走った。高幡等は、馬に乗っていなかったかも知れないが、垣の内側を走ったのである。賊がアーマッドを余裕たっぷりに殺す、それほどの時間的差

違の生ずるほどの距離があったのだろうか。以下しばらくその点について検討しよう。

朱俔『元大都宮殿図考』によれば、宮殿配置と諸門の配置は、ⅠⅡ図のようになる（次頁）。図Ⅰにおいて、東宮とは、隆福宮のことである。興聖宮は、皇太后の宮殿であるが、武宗の建立によるもので、事件当時、まだ存在しなかった。高幡等の守っていた西門は、どこであったのか、図ⅠⅡによれば、二つの場合が考えられる。一つは西安門であり、もう一つは西紅門である。しかし前者でないことは、次のことから判明する。アーマッドの暗殺された場所は、張九思伝に南門外と述べられ、高幡伝にも南門とあり、南門外であったことがわかるが、姦臣伝には「東宮前」とあって、南門は、東宮の南門でなければならぬからである。（すなわち賊は既に西安門に入っているのであって、そこを入らないで大内正面方向に迂回したのではないことがわかる）高幡等は西紅門を守り、賊は南紅門に趨いたのである。ただⅡ図によれば、西紅門は、西御苑の垣内であり、賊が直ちに至った門としては不適當の感があるが、事件当時には、まだ西御苑は完成していなかった。東宮の建置は、元史卷八世祖本紀によれば、至元十一年四月七日であるが、香殿の成ったのは、至元十六年七月以後である（裕宗伝）。そのとき曲水流觴の池を鑿つことは許してい

アーマツドの暗殺事件をめぐって

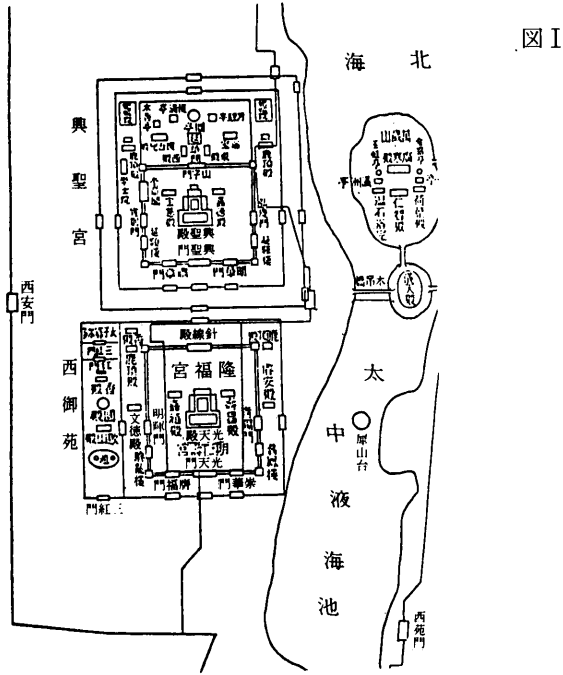


図 I

備考 朱俣「元大都宮殿図考」所載「元大都宮殿図」部分。図1において、西安門の南方約三キロ余り、牆を周廻して大内正面に出る。その間門はない。

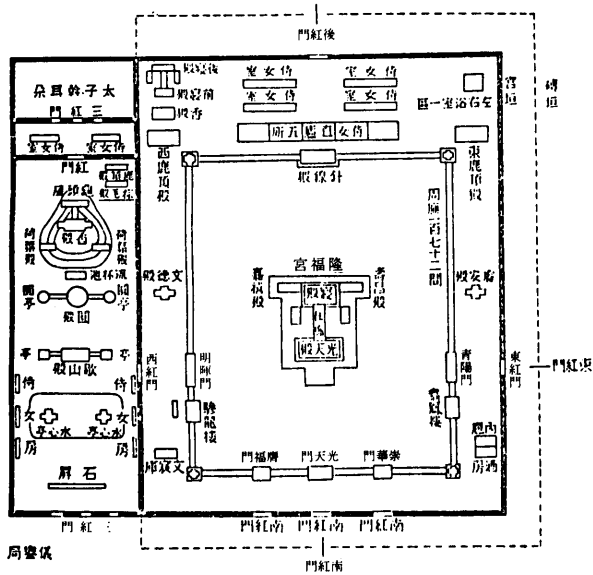
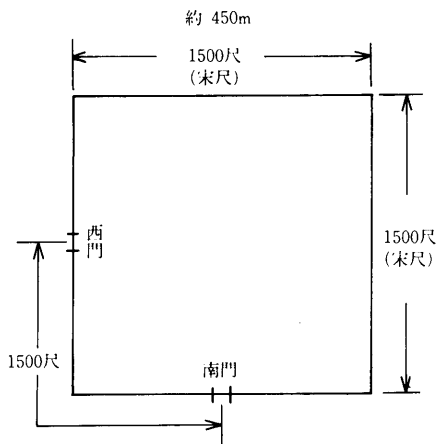


図 II

ない。当時どれだけの施設があったのか詳らかでないのだが、ここでは西門と南門だけが問題なので、東宮の基本図型Ⅲ（次頁）によって考えてみよう。図Ⅲによると、都門から南門まで幾何の距離もない。東宮の垣の周囲は、宋尺の約六千尺であるから約一、八キロメートル。西門から南門までその四分の一であるとしても、四百五十メートルほどである（朱俣前掲書）。ゆつくり走っても三、四分もあれば、十分に到達できる。賊が馬をもつて走ったとしても、高艦との差はそれ以上にはならない。まして賊は垣の外で、高艦は垣の内側を走ったのである。賊が前述のような形でアーマツドを誅殺する時間が、どこから生じたのであろうか。考えられることは、ただ一つ。高艦等は、故意に時間をかけて南門に趨き、賊がアーマツドを殺すのを期待して遠くより傍観し、アーマツドが殺されたのを確認した上で、「賊だ」という声を発した。それ以外には、考えられない。高艦等が、賊と共謀であったかどうかは、断定できない。しかし高艦が、アーマツドの暗殺を阻止するよりは、むしろ黙認したとするのほうが、事実に近いと思われる。そしてこれは、第一の疑問点において考察したことと一致する。ここで賊の行動について考えてみよう。彼等は、西門において偽物であることを見破られていながら、何故にかくも冷静に振舞うことができたのだろうか。彼等は、西門か

図Ⅲ



らの討手をまるで気にしていないかの如くに思える。それほど精神的余裕が、どこから生じたのであろうか。考えるのは、少なくともアーマツドを暗殺するまでは、西門からの討手が無いということ、彼等が知っていたこととである。何故に知りえたのか。すなわちここに高艦もまた共謀であったのではないかという疑いが生じているのである。賊党としては、右衛都指揮使の顔義らが混じっていた。賊党として怨家に誣され、張九思等の力辯によって処罰を免れた人物であるが、この人物の行動にも疑問がある。彼は、張易から「夜会宮前」ことを指示されていたから、単に

アーマード等と共に南門外に集っていただけでも考えられようが、「在行中当流矢」と言われていることや、張易について「以兵与之」とか「授賊以兵」といわれていることからみれば、彼等は、南門に至る前から、すなわち西門において、すでに一行に混じっていた可能性がある。果たして然らば、彼等は、西門における高艦の詰問で、一行が賊であることに気付きながら、彼等を捕えようともせず、南門外まで同行し、アーマードの誅殺に手を借したことになる。これでは、まるで高艦等と張易等と賊とは、あらかじめ打ち合わせた芝居をしていたかのようである。

## 小 結

アーマード暗殺事件は、従来益都千戸王著と妖僧高和尚の引き起した事件として片附けられ、その背後にある人物に対する疑念が表明されることはなかった。しかし以上の考察によって、疑惑は、張易、顔義から更に張九思、高艦にまで及び、そしてその線上には、更に皇太子の姿が浮んできたのである。

もともとアーマードの暗殺事件は、アーマードの台頭してきた中統三年以来の、世祖フビライの朝廷を二分する政争の末に起ったものであって、王著や高和尚の背後に、アーマードの政敵が想定されるのは、不可避であった。そ

アーマードの暗殺事件をめぐって

ここで事件当時にも、その疑惑は、まず張易や顔義に向けられ、更に皇太子に拡がっていこうとしたのであった。しかしそれは事件鎮圧の功労者である皇太子の宿衛官、張九思等の努力によって阻止された。更に張九思は、成宗初期に世祖裕宗実録を編纂した。それ以後我々は、張九思の立場を反映した史伝を通じてしか、この事件の経緯を知ることができなくなつたのである。王著や妖僧高和尚の背後に疑惑の眼を向けさせるような材料は極力排除され、その結果、我々の疑惑は、表明するに由なきこととなつたのである。筆者の考察は、その疑惑を根底に、史伝の伝える事件の経緯を再検討したものである。

それにしても筆者が不審に思うのは、張易が高艦に耳うちした條りを、張九思は何故に残しておいたのかという点である（元史の編纂者が、勝手に加えたとは考えられない）。この一節がなければ、事件の経緯に対する記述は何の矛盾も含まなくなり、筆者の推論も成立しない。思うに張九思は、表向き事件の真相を隠蔽しながらも、その真相を窺う緒口として、敢えてその一節を残したのではないだろうか。ともあれ筆者は、史伝の伝えるところの矛盾をついて、疑念を表明しただけであって、張易、顔義はおいでも、張九思や高艦、更に皇太子の共謀が証明されたわけではない。少なくとも張易や顔義、張九思や高艦が、王著等

アーマッドの暗殺事件をめぐって

に好意的であつて、消極的にはあつてもアーマッドの暗殺を黙認し援助した可能性が高いという点、また彼等の動きを通じて、事件の背後に皇太子裕宗チンキムの姿が浮びあがってくることを確認できれば、この章の目的は、達せられたのである。

## 第二章 フビライ路線

前章の考察によつて、王著や妖僧高和尚の背後に、張九思や高麗、更に皇太子が浮びあがつてきたのであるが、「事件」は、畢竟アーマッドの台頭より以来、フビライの朝廷を二分する政争の線上に起つたものである。結論的にいえば、この政争は、フビライ路線と皇太子路線の対立として把握できる。そこで皇太子と「事件」のかかわりを検討する前にまずその政争に焦点を置き、フビライ路線を検討してみよう。

### 第一節 モンゴル人君主と中国人官僚

フビライは、周知のように夙に漢人世侯の幕府から招いた漢人儒者を側近において、その意見を聞いた。とくに憲宗即位の年、李羅帶・博里察両答剌罕の食邑であつた邢州分地を、張文謙と劉秉忠の意見に従い、劉肅・張耕等に統治を委任して実効をあげて以来、益々儒者を重んじ、登用

するようになった。<sup>16</sup> 中統初年の王文統の登用と十路宣撫使の設置はその延長線上にあつたといえよう。けれども李璣の乱を境としてフビライの方針は転換した。フビライは、王文統伏誅の後アーマッドを登用し、ついで盧世榮、桑哥を登用し、治世の殆んどの時期を、財務官僚の専權に委ねたのである。そしてこのような統治方針の転換は、太宗オゴタイの末年における、耶律楚材から奥都刺合蛮<sup>アウトルカマン</sup>への政權の推移と符節を合するものであつた。この点については、蕭啓慶氏が、『西域人與元初政治』において明快に論じられているが、筆者の所謂フビライ路線とは、中統三年以後に明確になつたフビライの統治方針である。

ところでアーマッド、盧世榮・桑哥の三者は、いずれも姦臣佞人に名を連ねる所謂掎克聚斂の徒である。<sup>17</sup> その専權の時期は、フビライの治世三十餘年の殆どを覆う。それについて趙翼は、フビライの嗜利を慨嘆するが、蕭啓慶氏や宮崎市定氏によれば、中国からのより多くの収奪を狙ひとしたもので、これはモンゴル人が南下して華北を侵略し始めた当初からの目的であつた。フビライは、モンゴル人の頭領として、もともとこのところを忘れなかつただけのことである。しかしフビライが、そのような立場を固守する限り、彼と中国人との間には、尖锐な矛盾が、いつまでも残ることになる。以下にとりあげるのは、そのような矛盾の具体

的な表現である。

桑哥<sup>サツガ</sup>が、伏誅した至元二十八年のこと、フビライは、桑哥の党人江進行省平章政事沙福丁<sup>シャフツチン</sup>の理財の才を惜しんで、その罪を庇つた。その時中書右丞董士選は、次のようにフビライを諫め、伏誅を促した<sup>19</sup>。

國家竭中原之力以平宋、不得不取償於南方。然新附之地人心驚疑。初阿合馬以要束木賊湖廣、忽辛賊江淮。民曰此聖上未之知爾。及二賊誅、民曰聖上果不知也。

桑葛以沙福丁賊江淮、其毒甚於忽辛。民怨之入首。又曰聖上亦未之知也。今桑葛之黨皆逐、而沙福丁獨留、

恐失民心。民心一失、収之甚難。得財貨之利輕、失民心之害重。

董士選は、勲旧董氏一族の出（董俊の孫、文用の子）で、長じてフビライのケシクに入り、親しくフビライに近侍し、その純粹さと善良さを以て、董二哥の愛称で呼ばれた人物であり、フビライの気心についてはよく通じていたと思われる。彼は、桑哥尚書省の設置とその政策が、江南新附の地からの収奪にあること、しかもそれがフビライの意志に支えられていたことを衝いておいた上で、沙福丁を留めることは、アーマッド、桑哥の拮据聚斂とその百姓に流す害毒とが、フビライの責任であること（知りながら放任していること）を認めるようなものだ。それは、結局人心を失

アーマッドの暗殺事件をめぐって

うことになるかと迫った。まさしくフビライの痛いところを衝いたというべきである。この時フビライと董士選とは、まさにモンゴル君主と中国人官僚の間の深刻な矛盾に直面していたことができる。

また許衡は、フビライ潜邸の時からフビライの側近にあつて中国統治に協力し、その学問と人格によって、元朝の諸官僚に大きな影響を与えた人物である（至元二年、安童が中書右丞相となつた際は、その輔弼として中書省事に参画した）、至元七年、中書左丞となつた際、アーマッドの「専權罔上、蠹政害民」のことを劾奏した。その内容については残っていないが、アーマッドを論じたと考えられる文章に、次のような一節がある<sup>20</sup>。

去邪（中略）姦邪之人一於迎合、竊其勢以立己之威、濟其欲以結主之愛。愛隆於上、威擅於下、大臣不敢議、近臣不敢言、毒被天下而上莫之知。此前人所謂城狐也、所謂社鼠也。至是而求去之、不已難乎。雖然此由人主不悟、誤至於此、猶有說焉。如宇文士及之佞太宗、灼見其情而竟不能斥。李林甫妬賢嫉能、明皇洞見其姦而卒不能退。邪之惑人有如此者、可不畏哉。

右の文章は、アーマッドが中書省の羈絆を脱すべく、独立した財政官庁制国用使司を設置した時期に上奏された「時務五事」の一節である。一読、儒教の一般論のようである



アーマッドの暗殺事件をめぐる

が、そうではない。許衡の眼は姦臣アーマッドに向けられ、アーマッドの人柄を鋭く解剖し、アーマッドを退けることが時政の急務であることを指摘したものであった。至元七年、中書左丞を拝した許衡は、かさねてアーマッドを斥けるように進言した。しかしフビライは聞かなかつた。そこで許衡は、機務を解かれんことを請うた。至元三年に、「雖然此由人主不悟、誤至於此、猶有說焉」（前掲）として再三進言したにもかかわらず、なお聞かれないことを知って、遂に説くことを止めたのである。フビライは、許衡の去るのを惻然として見送り、代りにその子の師可を召して入仕せしめたという。フビライは、人間的には許衡に共鳴しながらも、モンゴル人の頭領としての立場上、従うわけにはいかなかったためであろう。ここにもまたモンゴル人君主と中国人官僚の間の尖鋭な矛盾の表現をみる事ができる。

許衡のフビライに対する右のような失望は太宗オゴタイの十一年、オゴタイが奥都刺合蛮に撲買を許したときの、漢人儒者耶律楚材の嘆きに通ずるところがある。オゴタイは、即位の初め耶律楚材の言を容れて十路徵收課税所を設け、耶律楚材に漢地の行政―財務を一任したが、漸次撲買の徒（税の請負業者）がおこり、太宗十一年には、ウイグル譯史安天合のすすめによって、遂に中国の課銀を倍額で

撲買しようとする奥都刺合蛮を用いて、耶律楚材に代えた。このときの耶律楚材の

撲買之利既興、必有躡跡而冀其後者、民之窮困將自此始

という嘆きは、<sup>21</sup>許衡の嘆きと軌を一にするものである。

次に時代を下って、泰定帝の御世（一三二四―一三七）、元の三大儒者の一人に数えられる呉澄<sup>22</sup>の行った經筵講義の一節をとりあげよう。元史卷一七一本伝によれば、呉澄は、朱子学、陸氏の学ともに造詣の深い儒者で、一二四六年、江西省の撫州に生れた。至元二十三年、侍御史程鉅夫が詔を奉じて江南の遺逸を求めた際、始めて京師に招かれたが、呉澄は出仕を願わず、間もなく郷里に帰った。その後成宗期に應奉翰林文字に擢でられたが、一日も任につくことはなかつた。始めて中央の任についたのは、至大元年である。国子監丞となり、ついで国子司業、集賢直学士に進んだ。泰定元年、經筵官に任せられたときは、翰林学士であった。そのときに行った講義の一節に、

漢高祖至咸陽、悉召諸縣父老豪傑謂曰父老苦秦苛法久矣。吾當王閩中、與父老約法三章曰殺人者死、傷人及盜抵罪、餘悉除秦苛法。吏民安堵如故。凡吾所以來者非有所侵暴。母恐。

漢高祖姓劉名邦、為秦始皇二世皇帝時分、<sup>23</sup>好生沒體

例、勾當<sup>コトウナシキ</sup>做来。苦<sup>ニ</sup>盧百姓<sup>ニ</sup>来、漢高祖與<sup>ニ</sup>一般諸侯<sup>ニ</sup>只  
為<sup>レ</sup>救<sup>レ</sup>百姓<sup>ニ</sup>起<sup>レ</sup>兵<sup>ニ</sup>収<sup>レ</sup>服<sup>レ</sup>了<sup>レ</sup>秦<sup>ニ</sup>家<sup>ニ</sup>。漢高祖の心、只  
為<sup>レ</sup>救<sup>レ</sup>百姓<sup>ニ</sup>、非<sup>ス</sup>為<sup>レ</sup>貪<sup>ル</sup>富貴<sup>ヲ</sup>来<sup>レ</sup>ニ<sup>ニ</sup>（下略）

とある。資治通鑑をテキストにしたもので、後半分が呉澄  
の講義である。「漢高祖の心、只為救百姓、非為貪富貴来」  
と呉澄が強調したとき、呉澄もまたモンゴル人君主と中国  
人官僚の間の尖锐な矛盾を見つめていたと考えられる。

以上の四例は、モンゴル人君主の立場と中国人官僚の立  
場をよく示している。潜邸以来漢人儒者を重用したフピラ  
イも、モンゴル人君主の立場を忘れていなかった。アー  
マッド、盧世栄、桑哥の登用は、基本的にはその立場から  
生じたのであって偶然ではなかった。それがフピライ路線  
であった。それ故に中国人官僚たちは、いつまでも掠奪者  
としての性格を失わぬモンゴル人君主を、儒学理想に則つ  
た中国の君主の枠内に導くよう努力せざるを得なかった。  
それが中国人官僚の立場であり、皇太子路線であった。フ  
ピライ期の政争は、基本的には、モンゴル人君主と中国人  
官僚の間の尖锐な矛盾に沿ったものであったといえよう。

## 第二節 盧世栄の執権

アーマッド、盧世栄、桑哥の政策が基本的に同一路線上  
にあることは、当時の人々の眼に同じく接克聚斂とみなさ

アーマッドの暗殺事件をめぐって

れる財政政策や、盧世栄がアーマッドの党人であり、盧世  
栄をフピライに推薦したのが桑哥だったという、直接的な  
人脈関係によっても明らかであり、問題はなからう（青山  
公亮氏の検討によっても十分に認められる）。元史卷二〇  
五姦臣伝によれば、アーマッド暗殺事件のあとしばらくの  
間、朝廷の官僚達の間には財利のことを口にする者がなく  
なり、フピライは不満であった。そこに登場してきたのが  
桑哥である。彼はフピライの意を迎えて盧世栄を推薦した。  
盧世栄は漢人の商人で、アーマッド専権の時期に賄賂を  
もつてすすみ、江西推茶運使となったが、専ら貪婪に務め、  
贓私（着服、公金横領）の罪で申屠致遠に弾劾され罷官し  
た。彼が登用された当時の朝廷内外の評判によれば、彼は  
アーマッドの党人であり、そのうちでも貪横の尤なる者で  
あった。フピライは、そのような経歴には無頓着に盧世栄  
を登用して、財政政策を一手にまかせた。至元二十一年十  
一月のことであった。そして盧世栄は、僅か半年足らず、  
翌二十二年四月には失脚した。本節の狙いは、この登用か  
ら失脚までの間の政治を考察することによって、盧世栄の  
執権の意図と性格、ひいてはこれに連なるアーマッド、桑  
哥尚書省の性格を明らかにすることである。

盧世栄の登用に関しては、朝廷内外に始めから反対の空  
気が濃かった。王恂は、「中堂事記」の撰者として著名で

あるが、フビライ即位の際中書省詳定官となつて以来、朝廷にあつて備さに政治を見、その後至元十九年春、山東東西道提刑按察使として地方の監察に任じ、至元二十年に再び朝廷に帰り、盧世栄が就任したときには、丁度宿衛にいた。二十二年春、左司郎中に召されたとき、彼はその職に就かなかつた。或る人がその故を問うに、王惲は次のように答えた。

力小任大、剝衆利己、不聞能全者、遠之尚恐見浼、况可近乎。

遠離けていてもなお浼ほつちりを見るこを恐れるのに、まして近づくべけんやというのである。また当時の濟南路深州静安県尹であつた劉壁は、盧世栄が、「郡県官をして商販に同じからしめ、百色羸算を取り、蔬果蟹蝦に至る」のを見、「官吏奉承に急ぎ、人々惶惑し、争訟謹然」たる有様を見て、「其の勢の久しくすべからざるを顧み、日々衆を親論し、姑らく勉強して期会に趨応し、怨を醸し事を生じて以て黠吏の貪を濟すなからしめ、孜孜として区処し、民力の強弱を視て相助籍せし」めたという（帰田類稿卷十一濟南劉氏先塋碑銘）。劉壁は、前に利用監として中央にあつた者であるが、一地方官の眼にさえ、盧世栄が久しからず敗れることは見えていたのであつた。まして朝廷にいた者の眼には、一層明らかに見えていたに違いない。

ところで元史卷二〇五姦臣伝によれば、盧世栄就任の当初、中書省の首脳は、御前に財政政策を論じた。その際意見の喰い違いから、中書右丞相和禮霍孫カラクサ、右丞麥朮丁、参政張雄飛、同温迪罕等は一斉に退陣した。和禮霍孫等はアーマッドが暗殺されたあとの政局を担当した宰執である。以下しばらくこの退陣の意味について考察しよう。

和禮霍孫は、先述のように（第一章）アーマッド専権の時期には司徒の職にあり、至元十七年には、妖僧高和尚の術を試みるために北辺に同行しており、暗殺事件の際には、フビライの命を受けて残賊の逮捕にあつた。元史卷一一五裕宗伝によれば、アーマッドの死後、和禮霍孫が宰相となつて政局を担当した際、裕宗（皇太子真金チギキ）は、彼に対して

阿合馬死於盜手、汝任中書、誠有便國利民者、母惲更張、苟或沮撓、我當力持之。

と訓諭した。それに対して和禮霍孫は、何瑋を参議中書省事に、徐球を左司郎中に拔擢した。何瑋、徐球は、至元十八年、裕宗の顧問として招致された儒者である。裕宗は、また何瑋、徐球に対して

汝等學孔子之道、今始得行、宜盡平生所學、力行之。

と訓諭し、更に楊仁風、馬紹、楊恭懿をまねき、前に衛輝路総管であつた董文用とともに省中に置いて議事せしめた。

そのような経緯によれば、和禮霍孫は親皇太子派の重要人物であったと考えられる。そして和禮霍孫の中書省は、明確に皇太子路線を打ち出したことが察せられる。なお和禮霍孫は重要な人物でありながら、その伝がない。それも親皇太子派であったことかかわりがあるのかと思われる。ちなみに和禮霍孫も、また張易と同様、至元十七年に妖僧高和尚と接触している。この時彼等の間には、密かにアーマッド暗殺事件の発端となるような会話が交されはしなかつたろうかという疑いさえも生ずる。

張雄飛は、アーマッドが尚書省を設立せんとした至元六年頃から、反アーマッドの立場を打ち出していた。元史卷一六三本伝によれば、尚書省を立てるための会議が行われた際、張雄飛は帝前に力争して、左遷された。その後アーマッドが旧恨を根に亦馬都丁を羅織せんとした際、兵部尚書であった張雄飛は不可を持って、亦馬都丁を擁護した。また秦長卿と劉仲澤がアーマッドの旨に忤き殺されかけた時にも、張雄飛は不可を持って弁護した。アーマッドは参政の職を餌に懐柔しようとしたが、従わなかつたために、禮州安撫使として辺境に出した。またアーマッドの死後、その子の忽辛の取り調べにあたって、忽辛は宰執を歴指して、「汝曹使我家錢物、何得問我」といったときに、張雄飛のみは、アーマッドからの錢物を受けとつたことがな

アーマッドの暗殺事件をめぐって

かつた。

その他麥求丁は、明確な立場をとらない保身の徒で、フビライは、かつて彼を狡僧の人なりと評したことがあつた。温迪罕については詳らかではない。

如上の考察から和禮霍孫の中書省は、皇太子路線に立つたものといふことができる。盧世栄の執権と和禮霍孫等の退陣は、アーマッドの暗殺によつて実現した皇太子路線を、再びフビライ路線に引き戻すことを意味したのである。しかし皇太子路線に立つ人々は、即日盧世栄の打倒にとりかつた。例えば、御史中丞の崔彧は、盧世栄が就任して十日にもならないのに盧世栄の罷免を請い、フビライの怒りを買つて罷職させられた(元史卷二〇五姦臣伝)。また半年後に盧世栄伏誅の引き金となつた陳天祥の「論盧世栄姦邪状」(後掲)は、盧世栄の就任前からの姦邪を備さに論じて余すところがない。あまりに見事で説得力があるので、陳天祥は、盧世栄の就任以来案を練りに練つて弾劾の機会を待つていたかと思われるほどである。

以上を要するに盧世栄の執権にする反対の空気は、その就任当初から朝廷内外にみちみちていた。そしてその空気を根底から支えるのが皇太子であつたと考えられる。裕宗伝に、「右丞盧世栄以言利進、太子意深非之」とある。これが和禮霍孫等を敢えて退陣させ、崔彧に向う見ずな弾劾

アーマッドの暗殺事件をめぐる

をさせ、陳天祥に弾劾の機会を窺わせたのであろう。王惲も、またかつて皇太子に「承華事略」を進呈したことがある（裕宗伝）。皇太子にはこの時已にそれだけの実力があつた（次章に述べる）。それは

其後世榮果坐罪、桑哥素主世榮、聞太子有言、訖箝口不敢掇。

という条（裕宗伝）に照らすとき、明らかにしよう。「深非之」には、大きな影響力があつたのである。

さて盧世榮は、彼に反対の空氣が朝廷内に漲っていることを感じて、ことあるごとに、殆ど臆病とも思われるほどにフビライの庇護を求めた。元史卷二〇五姦臣伝に

明年（二十三年）正月壬午、世祖御香殿。世榮奏。

（中略）。初未行下、而中外已非議。臣請與臺院面議上前、行之。世祖曰。不必如此、卿但言之。

とある。また同じく

世榮因奏曰。臣之行事多爲人所怨、後必有譖臣者、臣寔懼焉。請先言之。世祖曰。汝言皆是。惟欲人無言者、安有是理。汝無防、朕飲食起居間可自爲防。疾足之犬、狐不愛焉。主人豈不愛之。汝之所行、朕自愛也。彼姦偽者、則不愛耳。汝之職分既定、其無以二人從行、亦當謹衛門戶。遂諭丞相安童、增其從人。

とある。また同じく

又奏。天下能規運錢穀者、向日皆阿合馬之門。今籍錄以爲汚濫、此豈可盡廢。臣欲擇其通才可用者。然懼有言用罪人、世祖曰。何必言、此可用者用之。

とある。また同じく

四月世榮奏。曰。臣伏蒙聖眷、事皆委臣、臣愚以爲今日之事如數萬頃之田。昔無田之者草生其間。臣今創田之。已耕者有焉、未耕者有焉。或播種、或既生苗。然不令人守之、爲物蹂踐、則可惜也。方今丞相安童督臣所行、是守田者也。然不假之以力、則田者亦徒勞耳。守田者假之力矣、而天不雨、則亦終無成。所謂夫雨者、陛下與臣添力是也。惟陛下憐臣、世祖曰朕知之矣。

とある。盧世榮は朝廷内に漲っている反対の空氣を恐れ、失脚の不安に戦きながら、その財政政策を遂行した。彼が事ごとにフビライの庇護を訴えたのは、故なきことではない。盧世榮の政權を支えてきたのは、ただフビライ一人だつたからである。盧世榮は出自の卑しいこともあり、その与党として加担する有力者は殆どなかった。彼の存亡は、まさしくフビライ、一個の意志にかかつていた。フビライとしては、すべてを盧世榮に委任して、結果を責める方針でいたらしい。陳天祥の弾劾文には、それを次のように言っている。

朝廷信其虛誕之說、用居相職。名爲試驗、實授正權

と。フビライが盧世栄を見放したのは、成果がありそうもなく、騷擾が甚しくなったからである。陳天祥のどの部分を取ってみても効果的ならざるところのない弾劾文の内でも、特に効果的だったのは、次の部分であったと思われる（元文類卷十四奏議「論盧世栄姦邪状」）。

朝廷信虚誕之説、用居相職。名爲試験。實授正權（以上前掲）。校其能、敗闕如此。考其行、毫髮無稱。斯皆既往之真蹤、可謂已然之明驗。（中略）。計本人任事以來百有餘日、驗其事迹、備有顯明。今取本人所行與所言、已不相副者。昭擧數事。始言能令鈔法如舊、鈔今愈虛。始言能令百物自賤、物今愈貴。始言課程增添、三百萬定、不取於民、而能自辦。今却迫脅諸路官司、勒令盡數包認。始言能令民皆快樂。凡今所爲、無非敗法擾民之事。

フビライは、即日近臣峻都八都児、禿刺帖木児等を大都に遣し、安童に命じて、諸司の官吏や老臣儒士及び民間の事を知る者を集め、盧世栄とともに陳天祥の弾劾文を聴かしめ、なお、盧世栄と陳天祥を上都に赴かせた。もともと朝廷内外には盧世栄に反対する空氣が満ちていたから、それこそ盧世栄を批判の集中砲火の中に投ずるようなものである。また盧世栄は、もともとと理のない培克聚斂をフビライの庇護によって曲げて押し通したのであるから、フビライ

アーマツドの暗殺事件をめぐって

の庇護を失えばたまったものではない。果たして盧世栄は伏誅した。

以上の考察によって明らかになるのは、盧世栄の政權が、まさしくフビライ一個の意志によって支えられていたことである。そこでこれと軌を一にするアーマツド、桑哥の尚書省も、その根底においてフビライの意志に支えられていたことが推測できよう。すなわちそれがフビライ路線であった。

### 第三章 皇太子路線

裕宗<sup>チンキム</sup>真金が実權を得て、政治に強い影響力をもち、皇太子路線の中心人物としてフビライ路線と対立するようになったのは、後述するように至元十六年以降のことである。しかし皇太子路線そのものは、アーマツドが台頭してきた至元の初からあった。皇太子路線は、先述のようにフビライ路線に対立する中国人官僚の立場であり、モンゴル人君主を儒学理想に則った中国の君主に化さんとする立場である。チンキムが皇太子路線の中心として強い影響力をもつようになる以前には、その中心人物は、許衡ら儒学官僚の薰陶を受けた安童や廉希憲であった。そこでまず安童、廉希憲を中心とする皇太子路線とアーマツドの専權として表現されたフビライ路線の対立をとりあげよう。

アーマッドの暗殺事件をめぐる

## 第一節 三公の議

アーマッドは、回回人（また回鶻人ともいう）で、元史卷二〇五森臣伝によれば、その人となり「多智巧言」、功利の成功をもって自負していたといわれる。フビライの正后察必可敦の援引によって仕官し、中統二年五月には、上都留守司同知で太倉使を兼ねていた。翌中統三年、李壇の乱後、始めて中書左右部を領し、諸路都転運使を兼ね（このとき一同年十二月六日に始めて諸路都転運司が創設された）、王文統に代って財政政策を担当した。翌四年、早速河南等處鉄冶を始め、諸處に鉄冶を興し、また東平等路に巡禁私塩軍を設けるなど諸課程に関する財政政策を精力的に施行した。至元三年には、酒醋、商税、淘金等の課程にも及んだ。至元元年八月には、アーマッドの党人の利欲にからんだ粉争から、フビライの命をうけた廉希憲のために容赦なく裁かれ、杖刑に附された上に領左右部兼諸路都転運使の職を解かれたが、すぐに復任したらしく、同年十一月には中書平章政事に陞り、前によって中書左右部を領し、諸路都転運使を兼ねた。平章政事となったアーマッドは、安童、廉希憲ら中書省宰執の下風に立つのを嫌い、至元三年正月、独立した財政官庁制国用使司を創設し、張易、張惠らを副官に、制国用使となった。制国用使司の職掌は、

天下の財務を総理することであり、至元五年当時、中書省、御史台、樞密院の三者と並ぶ官庁であった。しかしアーマッドの野心は、それに満足せず、至元七年正月には、中書省と対等の官庁として尚書省を創設し、中書省の換骨奪胎を目論んだのであった。三公の議、すなわち「以安童為三公」謀略事件は、尚書省創設の謀議と並行してなされ、アーマッドが、安童等に代わって権力を自己の手に集中することを狙いとする点で、尚書省の創設と同質一連の事件であった。

事件は単純である。元史卷一二六安童伝に

（至元）五年延臣密議立尚書省、以阿合馬領之。乃先奏。以安童宜位三公。事下諸儒議。商挺倡言曰。安童國之柱石。若為三公、是崇以虛名、而實奪之權也。甚不可。衆曰然。事遂罷。……六年、

とある。これによれば、アーマッドは、己れに敵対する勢力の要ともいうべき中書右丞相の安童を三公の虚位にあげて実権を奪い、政治の場から引退させようとした。しかし問題は、この事件が起こった時期であって、諸史料には異同がある。

この事件について伝える史料はいくつかあるが、そのうち前掲安童伝は至元五年の條につけ、元史卷一六八陳祐伝は、尚書省設立後すなわち至元七年以降のこととする。蘇

天爵撰「元朝名臣事略」卷一丞相東平忠憲王(元文類卷二十四丞相東平忠憲王碑も同じ)は前者に同じく、秋澗先生文集卷十四大元故中奉大夫浙東道宣慰使陳公神道碑や、元史卷一六〇王磐伝は、後者の立場をとる。可能性として考えられるのは、両者のいずれかが誤つてゐることである。

「事件」が、尚書省の設立を狭んだ短期間に二度繰り返されたとは考えられない。そこでどちらが正しいかを検討するに、尚書省設立後の事件であつたとみるのが正しいようである。なぜなら至元五年説に立つ丞相東平忠憲王碑には、「枢密商挺倡言」とあるが、商挺伝によれば(本紀にはなし)、彼は至元六年始めて同簽枢密院事となつており「事件」は至元六年以降のことでなければならぬからである。従つて安童伝の紀年は、不正確であつたことになる。

思うにアーマッドの徒党の間では、勢力拡大の方法と政敵安童を退ける方法が夙に考慮されていたに違いない。尚書省の設置や三公の議などはいくつかの方法の一つであつた(次節の門下省設立の議もそれであつた)。安童伝に至元五年とするのは、そうした事情が反映されているのではなからうか。「廷臣密議」の一句は、そのようなニュアンスをもっているように思われる。

さて如上の考察に従い、先述の諸史料を相互に参照して整理すると、この事件は次のような経緯であつたと考えら

れる。アーマッドは、夙に尚書省の設立と安童の失脚を狙つてその徒党の間で密かに謀略をめぐらしていた。「以安童為三公」謀略もその内にあつた。尚書省の設置は、至元七年正月に実現した。その後間もなくフビライは、中書尚書両省併立の煩を厭い、「欲合為一」した(陳祐伝)。

アーマッド等は、それを好機とばかりに、「以安童為三公」議を提案した(王磐伝には、「阿合馬諷大臣、請合中書尚書兩省、為一」とある)。フビライは、「集大臣雜議之」(陳祐伝)させた。このとき山東提刑道按察使であつた陳祐も、特に命ぜられて其の議に預つた(彼は、かつて「三本書」を上奏して、フビライの覚えがあつた)。アーマッドは陳祐に異議のあることを恐れて、尚書參知政事の職を餌に彼を懐柔せんとした(陳祐伝)。さて廷議が始まると、まず枢密商挺が、「安童は国の柱石なり、若し三公と為さば、これ崇むるに虚名を以てし、實はこれより權を奪うなり、甚だ不可なり」と倡言したのに続いて、陳祐は、「中書は政本の係わるところなり。尚書を併せて一省と為さば、便ち右丞相安童位尊くして望重し、宜しく端揆して故の如くすべし、三公は虚位なり、須ずしも設くべからず」と述べた。これと前後して翰林學士王磐も、「兩省を合して一と為し、しかして右丞相をもつて之を総べしむれば、寔に便なり。然らざれば、宜しく旧に仍るべし、三公は既に政



アーマッドの暗殺事件をめぐる

事に預らざれば、宜しく虚設すべからず」と同調した。衆の官僚もそれに共鳴して、そのことは、遂に取り止めになった。

以上、要するに、尚書省設立の前後には中書右丞相の安童が皇太子路線の中心人物であつて、アーマッドがフビライ路線を遂行するためには、安童を邪魔物として除く必要があつたのである。

安童は、チンギスカンの四傑の一人木華黎ムカハの四世の孫で、フビライの朝廷で彼の家柄に匹敵できるものといえば、同じく四傑の子孫ボロクルの曾孫の月赤察兒ユチチヤルとポールチュの孫の玉昔帖木兒ユクセテムルぐらいのものであつた。安童は、中統初年十三才で怯薛長(第三怯薛)となり、その時すでに「百僚の上に位す」といわれた。彼は、至元二年十八才で中書右丞相となつた。間もなく許衡に会い、その学問人格に深く傾倒し、心酔した。そこで許衡を始め、姚枢、商挺ら儒学官僚を左右に置いて輔弼とした。これによつて、「至元之初、朝廷無事、民物日以繁息、食廩之積盈衍於外、海内翕然、號為極治」と評される、所謂至元の至治が実現した。皇太子路線である。安童の人望は、至元の末年に至るまで最も厚かつた(後述)。

尚書省設立の後、アーマッドは漸次安童を頭とする中書省の権限を奪つた。安童は讓歩を重ねた上で、遂に重刑及

び上路総管を遷す権限を除いて、他はすべてアーマッドに讓つた。しかし安童は、手を拱いて見ていたわけではない。彼が上路総管を遷す権限に固執したのには意味があつた。

それは、至元八年二月五日「罷諸路転運司入総管府」(元史卷七世祖紀)という形で表われた。これは、アーマッドにとつては大きな打撃であつたと思われる。何故なら至元十二年七月に安童が北辺に出鎮するや、すぐに(同年九月三日)諸路都転運司を復置し、課程の元額を増したからである(元史卷九世祖紀)。アーマッドは、結局安童を退けることに成功した。至元十二年七月の安童の出鎮である。安童の出鎮によつて、皇太子路線はその中心人物を失なつた。そこで代つて担ぎ出されたのが廉希憲であつた。その経緯は、次節にとりあげよう。

## 第二節 門下省設立の議

南宋攻略の立役者である丞相伯顔バクヤンが、「宰相中の真宰相、男子中の真男子」と評した男、廉希憲レンシケンは、ウイグル人勳舊世家の出である。十九才の時フビライ潜邸のケシクに入り、ついでフビライの大理遠征に従い、憲宗四年には、フビライの分地京兆の宣撫使となつた。彼が許衡、姚枢等を延訪して儒学の薰陶を受けたのは、京兆宣撫使の頃である。許衡をフビライに薦めるのに一役買ったのも彼であつた。フ

ピライが即位した中統元年には、父布魯海牙<sup>ブルハイヤ</sup>とともに十路宣撫使の一員となった（陝西四川宣撫使<sup>⑤</sup>）。その年のうちには中書右丞の省銜をもつて秦蜀行事を行い、更に中統三年には中書平章政事に陞進した。このような経歴によれば、廉希憲は、アーマッドの台頭してきた中統三年には、早くも押しも押されもせぬ中書省の重臣の一人となっていた。

ところで廉希憲は、アーマッドに対しては「守正不從」態度を表明し、平章政事となったアーマッドが、「其の位希憲の左に在るを恥じ、毎に肆意に行わんと欲し」<sup>⑥</sup>ても、肆ままにならなかつた。廉希憲は、至元元年八月にアーマッドの党人が紛争を起した際、事の真相を究明し、アーマッドを容赦なく杖刑に附したし（既述）、至元六年提刑按察司の設置の際には、これを阻止せんとするアーマッドに対して鋭く論駁して、アーマッドを挫かせた。従つてアーマッドにとつては、廉希憲もまた邪魔物であつた。そこで廉希憲が、至元七年、西域人<sup>ニザール</sup>賈馬丁に関する事件のために辞職<sup>⑦</sup>して、至元十一年二月二十五日に北京行省右丞を拜するまで自宅に蟄居していたことであつた。

ある日ピライは、侍臣に廉希憲の様子を問うた。侍臣が「以読書対」えたところ、ピライは、「読書は、固より朕の教える所、然れどもこれを読むも肯えて用いざれば、多読するも何をか為さん」と廉希憲の出仕を促した。その

アーマッドの暗殺事件をめぐる

時側にいたアーマッドは、「廉希憲、日々妻子と宴樂するのみ」と讒言して、ピライの叱責を買つた。また廉希憲には嘗て病のあつたのを氣遣つたピライは、医者遣つて診察させた。砂糖の飲物がその処方であつた。廉希憲の家には備えがなく、家人がそれを外に求めたところ、アーマッドは、砂糖とともに密意を致した。廉希憲は拒絶した。結局アーマッドは、廉希憲の出仕を阻止することも、彼を懐柔することもできなかつたのであつた。

さて至元十二年七月、安童が北辺に出鎮したあと、中心人物を失つた皇太子路線に立つ人々は、代つて廉希憲を中心に据えようとした。それが、至元十四年〜十五年頃の門下省の設置をめぐる動きであつた。ただし門下省設置の議が提起されたのは、至元十四年〜十五年頃のものが最初ではない。至元二年と同七年頃にも起こっている。そこでまず至元二年のそれから検討しよう。

至元二年の門下省設置の議は、元史卷一六〇徐世隆伝に  
至元二年……俄兼戸部侍郎。承詔議立三省。遂定内外官制。

とあるのによれば、三省の設立という形で提起された。これについて伝える史料が他に見当らぬため、これが誰によつて提起されたのか、どのような政治的背景をもつていたのか詳らかではない。しかし至元二年というと、平章政

アーマッドの暗殺事件をめぐって

事アーマッドが権勢を増し、それが翌三年には制国用使司の設立という形になって表われる時期にあたっていることから推測すると、至元二年、アーマッドは、中書省の権限を削減し、或はそれを牽制するために、唐制に倣って三省の設立を案として提起したとも考えられる。何故ならば、三省の設置はその後においても提起され、結局部分的にはあるが、アーマッドによる尚書省の設立という形で、至元七年に実現するのだから。制国用使司の設立は、三省が設置されなかつたかわりに行われた妥協策だったのでなかろうか。

ついで門下省設立の議の二度目の提案は、至元七年頃に起つた。元史卷一六〇高鳴伝に

七年議立三省。鳴上封事、曰。臣聞三省設自近古。其法由中書出政、移門下、議不合、則有馭正。或封還詔書。議合、則還移中書、中書移尚書、尚書乃下六部郡國。方今天下大於古、而事益繁。取決一省、猶有壅。况三省乎。且多署官者、求免失政也。但使賢俊萃於一堂、連署參決、自免失政。豈必別官異坐、而後無失政乎。故曰。政貴得人、不貴多官。不如一省便。世祖深然之。

とあるのによれば、それは三省設立の議として至元七年に提起され、高鳴の上つた封事によって沙汰やみとなつた。

この件についても参照する史料は乏しいのであるが、以下のように考えることができる。

まずこの議の提起された時期であるが、この件が至元七年の条につけられているにもかかわらず、文中には「一省の便なるに如かず」とある。すなわちこの議がなされたときには、尚書省は未だ設立されてなかつたのである。そこで単に門下省設立の議とならず、三省設立の議となつたものと考えられる。従つてこの議は、至元七年正月の尚書省の設立以前になされたものとみるべきである。

次にこれが誰によつて提出されたのかという点についてはあるが、前述のように尚書、門下両省の設立は、いずれも中書省の権力削減やその牽制につながる。従つてそれを願う立場から提起されたと考えるのが妥当であろう。またこの議を沮んだ高鳴は、張雄飛とともに御史台草創の際の侍御史であつた<sup>33</sup>。御史台は、尚書省に関していえば、創立（至元五年）以来、アーマッドの培克聚斂を糾弾する官府として、皇太子路線に立つ人の重要な拠点の一つであり、アーマッドが敵視していた官府の一つであつた（これについては別稿に論じたい）。以上の二点から判断して、この際の三省設立の議は、アーマッド等によつて提起されたものと考えるべきである。

右の考察によつて、至元七年頃の三省設立の議は、至元

七年の尚書省の設立につながるものであることが明らかに  
なろう。

以上、要するにアーマッドは、早に至元二年の頃から、  
三省の設立という形で、中書省の権限を弱めるための最大  
限の手段を、常に追求していたのであった。制国用使司や  
尚書省の設置は、その結果妥協策として出現したものに他  
ならなかった。

さて至元十二年七月、中書右丞相の安童が北辺に出鎮し  
た後、朝廷内には、安童に代るものとして廉希憲を囑望す  
る空気が強まった。それについて元史卷一四八董俊附文忠  
伝には

自安童北伐、阿合馬獨當國柄、大立親黨。懼廉希憲復入  
為相、害其私計、奏希憲以右丞行省江陵。文忠言希憲  
國家名臣。今宰相虛位、不可使久居外、以孤人望。宜  
早召還。從之。

とある。これより先廉希憲は、至元十一年二月二十五日、  
北京行省右丞に任ぜられ、治所の大寧路に赴任していたが、  
朝廷内に廉希憲の入相を望む空気が高まるにつれて、アー  
マッドは危惧し、先手を打って江陵府行省に遷したのである。  
十二年五月一日にその命が下り、翌十三年四月三十四日に  
着任した。そこで董文忠は、右に掲げた文中にあるように、  
「希憲は國家の名臣なり、今宰相虛位、久しく外に居らし

アーマッドの暗殺事件をめぐる

めて以て人望に孤くべからず、宜しく早に召還すべし」と  
奏して、廉希憲は京師に帰還することになった。これにつ  
いて元史卷一二六廉希憲伝には、

十四年春、近臣董文忠言、江陵濕熱、如希憲病何。即  
召希憲還。

とあって、それは十四年春のことであった。至元十四年五  
月、京師に還った廉希憲のもとに門下省設置の議が起った。  
同伝に

十四年……會議立門下省、帝曰。侍中非希憲不可。遣  
中使諭旨。(中略)。竟為阿合馬所沮。

とある如くである。その経緯について廉希憲伝には何も記  
すことがないが、元史卷一四八董俊附文忠伝には、至元十  
六年十月のこととして

禮部尚書謝昌元請立門下省、封駁制敕、以絕中書風曉  
近習奏請之弊。帝銳意欲行之、詔廷臣雜議。且怒翰林  
學士承旨王磐、曰。如是有益之事汝不入告、而使南方  
後至之臣言之。汝用學問何為、必今日開是省。三日廷  
臣奏、以文忠為侍中、及其屬數十人。

とある。門下省設立の議は、南人禮部尚書謝昌元の提案に  
より、フビライの積極的な賛同を得て、発足したかに見え  
る。右文忠伝には廉希憲の名もあげず、至元十六年十月と  
紀年にも廉希憲伝とは相違があるが、廉希憲伝に伝えると

アーマツドの暗殺事件をめくつて

ころと全く別の事件であつたとは考えられない。何故ならフビライの「是くの如き有益の事」云々という王磐に対する叱責は、どうみてもその二年前に同趣旨の提案に乗り気になつて、「侍中は希憲に非ざれば不可なり」といつた者のそれとは考えられないからである。またその点に關して元朝名臣事略<sup>卷七</sup>平章廉文正王によれば、廉希憲は、至元十六年春、中書平章政事に任ぜられたが、「稱疾」して拜せず、翌十七年十一月には卒している。門下侍中に命ぜられてフビライから「論旨」された際、「臣疾何足卹、輪忠効力生平所願」と意気込んだのと比べて、それはより後のことであつたとみるべきである。門下省の設立を沮まれた廉希憲は、氣を挫かれて病重くなり、その後間もなく中書平章政事の命を受けたにもかかわらず、もはや立つつ氣力がなかつたものと考えられる。思うに唐制では侍中は定員二名であつたから、廉希憲と董文忠の二人が同時に侍中とされたのであろう。その時期は、中書平章政事の命を受ける前、すなわち至元十五年末以前のことであつたと考えられる。従つて門下省設立の議は、廉希憲が京師に還つた十四年五月から十五年末の間に起つたことになる。

アーマツドに沮まれて立ち消えになつたとはいへ、一旦は門下侍中に在せられた廉希憲も董文忠も、皇太子路線に立つ人物であつた。廉希憲は、フビライから侍中任命の件

で「論旨」を得たあと、続いて皇太子からも次のような論旨を得ている。

曰。上命卿領門下省。無憚群小。吾為卿除之。

また死の前年、病により家居の際、皇太子は侍臣を遣して見舞つた。話が治道に及んだ際、廉希憲は、次のように述べ懐した。

君天下者二道。用君子則治、用小人則亂。臣病雖劇、

委之於天。所甚憂者、大姦專柄、群邪讒附、誤國害民、

病之大者。殿下宜開聖意、急為屏除。不然日以沈痼、

不可葉矣

廉希憲は、死にあたつて、皇太子に大姦アーマツドの屏除を遺囑した。皇太子チンキムが、皇太子路線の中心人物として強い権限をもつようになるのは、この頃からであつた。そして廉希憲を京師に還すに一役買つた董文忠は、それにも一役買つた。それについては次節にとりあげよう。門下省設立の意図は明白である。安童なきあと国柄を専らにするアーマツドの中書省を牽制すること、それであつたと言えよう。

### 第三節 皇太子の実権

裕宗<sup>チンギス</sup>眞金は、元史卷一一五本伝によれば、一二四二年（トレゲナ稱制元年）に生れ、少年期には姚枢、竇黙に

従つて孝経の授業を受けた。中統三年十二月二日、燕王に封ぜられ、中書令となつた<sup>(4)</sup>。チンキムはこの時若冠二十歳で、丞相史天澤に述懐したように「我幼未嘗習祖宗典則、閑於政体」であつたために、贊善王恂に命じて、省臣の啓する所はすべて「入與聞之」せしめた(元史卷一六四王恂も同じ)。翌四年には判樞密院事を兼ね、更に至元元年八月十五日には、劉秉忠、王鶚、張文謙、商挺の進言によつて、省中に別に幕位を置き、毎月二度中書省に至り判署することになつた(元史卷五世祖本紀)。この慣行は、以後遵守された。至元十年三月十三日、皇太子となつた。なお中書令判樞密院事を兼ねた(元史卷八世祖紀)。同年九月七日には、劉秉忠の奏によつて東宮宮師府を立て、詹事以下の官属三十八人を設けた。至元十一年四月七日には、初めて東宮を建てた(元史卷八世祖紀)。その後至元十六年七月十日には、東宮侍衛軍を置いた(元史卷十世祖紀)。同年十月二十七日、五祖真人李居壽の「皇太子春秋鼎盛、宜預国政」という進言によつて、明日詔を下して

皇太子燕王参決朝政、凡中書省・樞密院・御史臺及百司之事、皆先啓後聞。

ことになつた(元史卷十世祖紀、傍点筆者)。それから二年半程のちにアーマッドの暗殺事件が起つたのであつた。

右のような皇太子の事迹において問題なのは、至元十六

年十月の「参決朝政」の意味である。右にあげたように皇太子は、已に至元元年「判署朝政」することになつていたのでから、十六年後の「参決朝政」は、それとは意味が異なる筈である。その点について元史卷一四八董後附文忠臣に

十六年十月奏曰。陛下始以燕王為中書令樞密使、纔一至中書。自冊為皇太子、累使明習軍國之事。然十有餘年終守謙退、不肯視事者、非不奉明詔也。盖朝廷處之未盡其道爾。夫事已奏決、而後始啓太子。是使臣子而不可君父之命。故惟有唯默避遜而已。以臣所知、不若令有司先啓而後聞、其有未安者、則以詔救斷之、庶幾理順而分不踰、太子必不敢辭其責矣。帝即日召大臣、面諭其意、使行之。復語太子、曰。董崇立國本者、其勿忘之。

とあつて(傍点筆者)、至元十六年十月二十八日の皇太子「参決朝政」の詔は、むしろ董文忠の上奏が契機であつたとみられる。その上奏によれば、至元元年より十餘年間、チンキムは謙退を守つて、肯えては政治に携わらなかつた。それはアーマッドが、まずフビライの決裁を仰いでから皇太子に啓するといふ、巧みな方法を講じたからであつた。アーマッドが中書省の実権を掌握する以前は、安童を中心とする至元の至治が行われた時期でもあり、ただチンキム

アーマッドの暗殺事件をめぐる

が若かったこともあつて、軍国の事を明習するにとどまっていたのであろう。それでは我々は董文忠の言をそのままに信じてよいのかというに、僅かにそれに疑問を抱かせる史料がある。秋澗先生文集卷五十五大元故中順大夫徽州路総管兼管内勸農事王公(王道) 神道碑銘并序に

十三年江左平、福建内附。蠻夷悍輕、易怨以變蛇豕、婪婪血人于牙、何所斬顧。非大行臺填之、不足以制内而撫外也。故郎署官重其人。方裕宗皇帝參聽朝政。迺選公充福建行省左右司郎中。

とある。十三年という紀年は、文脈より推して、その後二・三年の幅をもたせる必要があるが、チンキムは福建行省の人事に携っているのである。また元史卷一七三崔斌伝によれば、至元十五年江淮行省右丞となった崔斌が、アーマッドのために「因誣講以罪、竟為所害」ときに、チンキムはただちに「遣使止之」させている。その他廉希憲が門下侍中となった際の諭旨(既述)もあげられよう。僅かに三点ではあるが、これらによれば、チンキムは、至元十六年に至るまでに次第に力を貯えつつあったとみられる。十六年の侍衛親軍万人の設置は、その表われであつたろう。董文忠の上奏もまた然りである。

董文忠の上奏以後、俄然チンキムは実権を増したと考えられる。裕宗伝に

時阿合馬擅國重柄。太子惡其姦惡、未嘗少假顔色盜知。阿合馬所畏憚者、獨太子爾。

とあるのは、そのことを示している。いまだ実権のないものを、かくまで恐れる必要はないからである。アーマッドの暗殺事件がなくとも、アーマッドが皇太子に対して手を打たぬ限り、いずれアーマッドが敗れる日は来たであろう。アーマッドの死後、皇太子の権力は眼に見えて増大した。和禮霍孫の政権に力を借したことは先述したが、その他至元十九年のうちに、江西行省は歳課羨餘鈔四十七萬緡を献じた。民官にして課司(転運司)を兼ねた阿里は、歳々羊三百頭を輸せんと請うた。参政劉思敬は、其弟思恭を遣して、新民百六十戸を以て来献した。烏蒙宣撫司は、馬を献ずるに歳献の額を踰えて献じた(裕宗伝)。地方官に眼には、今やフビライアーマッドに代わつて皇太子が天下をとつたと見えたのである。盧世栄が政局を担当した至元二十三年頃には

太子在中書日久、明於聽斷。四方州郡科徵輓漕造作和市、有係民休戚者聞之、即日奏罷。

といわれるまでになった(裕宗伝)。儒学官僚の登用や優遇も目立っている(同前)。江南行台監察御史が、フビライからチンキムに禅位することをすすめる上奏をした事件(以下本稿では、これを「禅位事件」と呼ぶ)は、そのよ

うなチンキムの実権の急激なる増大を背景にして起ったものであった。

#### 第四節 禪位事件

禪位事件は、至元二十二年盧世榮の失脚後間もなく起った。裕宗伝によれば

於是世祖春秋高。江南行臺監察御史言事者請禪位於太子。太子聞之懼、而小人以臺臣隱匿乘間發之。世祖怒甚。太子愈益懼、未幾遂薨。壽四十有三。

とある。右文中「小人」とあるのは、元史卷一七〇尚文伝によれば、アーマツドの餘党塔即古と阿散である。また「小人、台臣隱匿するを以て間に乘じて之を発す」とある経緯については、同尚文伝により詳しい。それによれば、塔即古と阿散は、天下埋没錢糧を索めることを口実に内外百司の吏案を収せんとした。しかし御史台都事尚文は、「秘章を拘留して与えず」、そのために塔即古らはフビライに聞し、フビライは宗王薛徹干セチンゲンに命じて其の章を取らせようとした。そこで御史大夫玉昔帖木兒は尚文の助言によって先手を打ち、丞相の安童（二十一年北辺より還つて丞相となつた）と相談して自から聞した。フビライは震怒し、「汝等無罪耶」と詰問した。以上のような経緯において問題なのは、フビライの激怒と皇太子の遂には死に至るほど

アーマツドの暗殺事件をめぐって

の懼れである。禪位をすすめる封事がこれほどの緊張關係を生み出す背後には何があったのか、以下その点について考察しよう。

己に考察したところによれば、アーマツドの暗殺は、アーマツドに委任されたフビライ路線から至元十六年以降実権を増した皇太子を中心とする皇太子路線への交代を意味した。皇太子の実権は俄かに増大し、親皇太子派の和禮霍孫が丞相となつて、皇太子路線は軌道に乗った。それに對してフビライは、漢人盧世榮を登用してフビライ路線に引き戻そうとしたが、朝廷内外に盧世榮に加担するもの少なく、盧世榮は僅か半年間で失脚した。皇太子路線は、皇太子を中心として、もはや確固として動かないもののように見えた。江南行台の監察御史が禪位の封事を上つたのは、そのような情勢を見てとつたからに相違ない。そしてこのような皇太子路線の優位への転換は、アーマツドの暗殺事件を画期としていたのである。

ところでアーマツド暗殺の際、刑官は張易を「知情」と断定し、フビライもまた共謀を疑つた。フビライは、その疑いを更に漢人儒者竇黙に向けた。また表面にこそさなかつたが、皇太子に對しても不審を抱いたに相違ないと思われる。張九思等の努力によつて表面化するのを喰い止められはしたものの、当時の人々の誰もが、一度は王著らの



背後に皇太子を想定してみたに違いない。何故なら皇太子は、当時すでに皇太子路線の中心として人々の輿望を担っていたし、また王著らが、「偽皇太子」となってアーマッドを誅殺したからである。アーマッドの暗殺は、皇太子に対する不審として、フビライの胸に長く尾を曳いたと推測される。そしてそれは、盧世榮の失脚という事態に直面して不審不満の極に達していたと思われる。禅位事件当時、フビライと皇太子の間にあった緊張関係は、そのようなものであったと考えられる。

さて皇太子は、アーマッドらを憎み皇太子路線を遂行はしても、その矛先をフビライそのものに向けたことは未だ嘗てなかった。フビライもその点を承知して皇太子を寵愛してきたといえる。そこに禅位事件がもちあがった。皇太子が懼れたのは、禅位の封事を上ることがフビライに矛先を向けることになるからであり、フビライが激怒したのもそれ故であった。フビライの胸に蓄積されていた皇太子に対する不審は確信となり、不満は爆発した。そして皇太子は死んだ。以上が禅位事件の真相であったと考えられる。

皇太子の死によって皇太子路線は大打撃を受けた。盧世榮失脚の際には、皇太子に言有るを聞いて一言も発することのできなかつた桑哥が、以後四年間にわたり擅権の暴威をふるった。前中書省官参政郭佑、楊居寛を誅殺し盧世榮

の復讐を遂げたのは、その手始めであった。

その後至元二十八年正月桑哥が失脚した後、完澤ウルジネットを宰相として再び皇太子路線が復活した。完澤は、元史卷一三〇本伝によれば、中統四年乃至至元元年の中書右丞相線真の子で、裕宗チンキムのケシク（怯薛）長官であった。チンキムの腹臣中の腹臣で、常にチンキムの側近にあった（第一章参照）。至元十九年十月初めて詹事院が立てられた際には、その長官右詹事となり、チンキムの死後は成宗ティムールに従っていた。完澤が宰相となった事情について、元史卷一七三燕公楠伝に

桑哥既敗、而蠹政未盡去、民不堪命。公楠赴闕、極陳其故、請更張以固國本。世祖悅。會欲易政府大臣、以問公楠。（中略）。又問孰可以為首相。對曰。天下人望所屬、莫若安童。問其次。曰完澤。可。明日拜完澤、為丞相。

とある。完澤は、已に引退してケシクに還った安童（元史卷一二六本伝）について人望があった。これについて元史卷一七九賀勝伝には

帝問誰可相者、勝對、曰。天下公論、皆屬完澤、遂相完澤。

とあり、また松雪齋文集卷七故昭文館大学士榮祿大夫平章軍国重事行御史中丞諡文貞康里公（不忽木）碑に

桑哥誅、命公為丞相。公讓太子詹事完澤。是時上春秋高、成宗將兵北方、位號未正。公謂相東宮舊臣、則衆論自定、國家自安矣。於是完澤為宰相。

とある。桑哥が失脚した後、フビライは、「非卿無以任吾事」(元史卷一三。不忽木伝)として不忽木を登用しようとした。しかし衆論は、安童を置いては完澤に傾いていた。それは、完澤がチンキムの腹臣だったからであった。このような事情より推測すれば、桑哥の失脚は、皇太子路線の復活を意味するものであったことが理解できよう。

以上の経緯のうちに、アーマッド、盧世栄、桑哥に代表されるフビライ路線と、安童、廉希憲、皇太子に代表される皇太子路線との政治的闘争の過程をみる事ができる。

前者を支えていたのはフビライであり、後者は儒学官僚に支持されていた。両路線の対立は、漸次暗黙裏にフビライと皇太子の対立となり、アーマッドの暗殺事件をめぐって緊張関係が高まり、盧世栄の失脚を経て、禅位事件に至って、遂にその緊張は極限に達した。皇太子は死んだ。しかし皇太子路線は、なお残存した。桑哥は失脚し、皇太子路線の旗手として完澤が登場した。フビライは不忽木を登用しなかったにもかかわらず、なお完澤の下風に置かねばならないのであった。フビライの死後は、チンキムの子の成宗タイムールが即位した。

アーマッドの暗殺事件をめぐって

## 結び

元朝フビライ朝の政治史は、フビライ路線と皇太子路線の闘争によって特徴づけられる。フビライ路線とは、チンギスカンの華北侵略以来のモンゴル人君主の立場に立ち、中国からの収奪を根底におく政治路線であって、元朝フビライ期にはフビライによって支えられ、中統三年アーマッドの登用によって表面化し、盧世栄、桑哥へと継承された。皇太子路線とは、モンゴル人の支配は、もはや動かし得ない既成事実として認めながらも、モンゴル人君主を儒学理想に則った中国の君主の枠内に導入しようとする中国人儒学官僚の立場に立ち、中国からの収奪に反対して善政を望む政治路線であって、元朝フビライ期には、許衡ら儒学官僚によって支持され、まず安童を中心とし、ついで廉希憲、皇太子裕宗チンキムへと継承された。

アーマッドの暗殺事件は、フビライ即位の当初よりの両路線の政争の末に起った事件であって、それまで優勢であったフビライ路線にかわって皇太子路線が優位に立つことを決定した画期的な事件であった。事件の主謀者は、王著、高和尚らとされているが、事件の経緯を備さに辿ると、枢密副使張易、右衛都指揮使顔義、皇太子の宿衛士高鏞、

張九思等にも共謀の疑いが及び、更にその背後に皇太子が浮びあがった。皇太子が事件に直接の関わりがあつたのかどうかについては何の証拠もなく不明である。しかし事件の経緯と性格と意義からみて、皇太子路線の中心人物であつた皇太子に疑いのかかるのは必至であつた。フビライも朝廷内外の人々も暗黙のうちになそれを了解していた。そこに端を発するフビライと皇太子の緊張関係は、盧世栄の執権とその短期間における失脚を通じて高まり、「禅位事件」によつて遂に爆発した。皇太子は死に、桑哥尚書省によつて再びフビライ路線が優勢となつた。なお桑哥の死後は完澤を旗手として皇太子路線が復活し、成宗ティムールの即位につながつた。

本稿は、アーマツドの暗殺事件を端緒として、右に整理したような元朝フビライ朝の政治史を素描することを主旨とした。とくにフビライ期政治史における裕宗チンキムの意義（すなわちその位置、力、果たした役割）を明らかにすることに焦点が置かれた。元朝尚書省にかかわる問題点としては、なお御史台、提刑按察司をめぐる動きや、尚書省の財政政策そのものの検討が残っているが、それは別にとりあげることとしたい。

## 注

- (1) 至元十三年の南宋平定後から至元二十八年頃までの間に刊行されたと思われる日用百科翰墨大全である『新編事文類聚啓割天章』には、尚書省に前例のないこと（乃至は異質性）を、「行尚書省、天朝新置」と表現している。ここで行尚書省とあつて尚書省とない点について一言しておく、前段に行中書省の条があり、それには単に、「官制同中書省」とあるのみで、行中書省の新置について何ら触れることはないから、行尚書省が新置だというのは、必ず尚書省にかかるとあつて、行省のことを指すのではないといえる。

- (2) 青山公亮『元朝尚書省考』（明治大学文学部、一九五一年）

- (3) 和田清編『支那官制発達史』（汲古書院、一九四二年）

- (4) 村上正二『元の財政政策の一端』（史学雑誌50—7）も同じ観点に立つ。

- (5) 蕭啓慶『西域人與元初政治』（国立台湾大学文学院、一九六七年六月）

- (6) 宮崎市定『中国史』（下）（岩波書店、一九七八年六月）

- (7) 元史卷二〇五姦臣伝は、三月十八日（成寅）のこととし、元史卷一六九高麗伝及び秋澗光生文集卷九義俠行

并解題では、三月十七日(丁丑)夜のこととする。後者に従う。

- (8) 愛宕松男訳『東方見聞録』第一冊(平凡社、一九七三年) P123には、「財務官庁の大官の一人で中国人の王著」とあるが、とらない。

- (9) 道園全集卷十三高魯公神道碑、同徵政使張忠獻公神道碑も参照。

- (10) 元史卷一六〇王思廉伝

- (11) 袁冀「試擬元史張易傳略」(大陸雜誌二十五卷七期)

- (12) 先掲「義俠行并解題」

- (13) 先掲袁冀論文

- (14) 元史卷一六九張九思伝

- (15) 朱俔『元大都宮殿図考』(商務印書館、一九三六年九月)

- (16) 元朝名臣事略卷七右丞張忠宣公、同太保劉文正公、元史卷四世祖紀憲宗元年六月條、なお蕭啓慶「忽必烈時代『潛邸舊侶』考」(下参照)

- (17) 已に元代にそのような評価は定着していた。元朝名臣事略卷七平章魯文貞王、紫山大全文集卷二十二雜著、中庵集卷七奉使宣撫回奏疏參照。

- (18) 吳文正集卷六十四榮祿大夫平章政事董忠宣公(士選)神道碑

アーマッドの暗殺事件をめぐって

- (19) 元朝名臣事略卷八許文正公。元史卷一五八許衡伝。袁國蕃『元許魯齋評述』(人人文庫本) 参照。

- (20) 元文類卷十三奏議△時務五事▽

- (21) 元文類卷五十七中書令耶律公神道碑(宋子貞)

- (22) 狩野直喜『支那哲学史』(岩波書店、一九五三年) PP 452-455

- (23) 吳文正集卷九十

- (24) 元文類卷十四奏議△論盧世榮姦邪狀▽

- (25) 元史卷一六七王惲伝

- (26) 以下アーマッドの経歴に関しては、青山先掲書、蕭氏(注5) 先掲論文参照。

- (27) 元文類卷十四奏議陳祐△三本書▽(至元五年十月)に頃年以來の建官分職、衆務の綱理を論じた條に、制国用使司を、中書省、御史台、樞密院及び左右部と並び論じている。

- (28) 元史卷二十二成宗紀大德十一年九月辛卯條に、「御史台臣言。至元中阿合馬綜理財用、立尚書省、三載併入中書。其後桑哥用事、復立尚書省。事敗、又併入中書。粵自大德五年以來、四方地震水災、歲仍不登、百姓重困、便民之政、正在今日。頃又聞爲綜理財用、立尚書省。如是、則必增置所司、濫設官吏、殆非益民之事也。且綜理財用、在人爲之。若止命中書整飭、未見不可。」

アーマッドの暗殺事件をめぐる

臣等隠而不言、懼將獲罪。帝曰。卿言良是、此三臣願任其事、姑聽其行焉」とあり、尚書省の設置は、財政政策上必然性がないことを論じている。考えられるものとしては、アーマッドの権力指向しかない。

(29) 拙稿「元朝四怯薛の輪番制度」(九州大学東洋史論集 6、一九七七年十月)

(30) 元朝名臣事略卷八左丞許文正公、同卷一丞相東平忠憲正

(31) 同前

(32) 元朝名臣事略卷一丞相東平忠憲王に、「嗟夫其始出鎮也、誰歟。其再罷相、誰歟。議者不能不歸阿合馬、桑葛也」とある。また元史卷一四八董俊附文用伝に、「紇石里阿合馬私人也、其徒既譏間安童罷相」とある。

(33) 元朝名臣事略卷七平章廉文正王

(34) 以下の廉希憲の事蹟は、静河集平章政事廉文正王神道碑及び元史卷一二六本伝を根底とする。なお中堂事記と元史本紀によってこれを補う。

(35) 牧野修二「十道宣撫司——フビライ政権集権化の布石としての——」(東洋史学二八輯)

(36) 元史卷一六八陳思濟伝。

(37) 至元七年の恩赦の際、西域人匿替馬丁の釈放をめぐる、廉希憲ら中書省宰執の責任が問われた事件。アー

マッドには関係ないと思われる。

(38) 元史卷一六〇高鳴伝に、「至元五年立御史台、以鳴爲侍御史」とある。同卷一六三張雄飛伝に、「乃立御史台、以前丞相塔察兒爲御史大夫、雄飛爲侍御史」とある。

(39) 元史卷八世祖本紀。

(40) 元史卷八世祖本紀。同卷九世祖本紀。

(41) 元朝名臣事略卷七平章廉文正王。

(42) 元史卷五世祖本紀には、前年中統二年十二月二日條にも、「封皇子真金、爲燕王、領中書省事」とある。誤りであろう。

(43) 先掲「東方見聞録」P123に、チンキムが、「弓の先でアーマッドの面部を殴打」するなどの暴力をふるったことが述べられているが、アーマッドの畏憚はそれだけの意味ではないであろう。チンキムがアーマッドに対して暴力をふるうのは、むしろチンキムの実力向上の結果と考えられる。

(44) 注10に同じ。

(45) 元史卷一三〇不忽木伝に、「二十四年桑哥奏立尚書省、誣殺参政楊居寛、郭佑、不忽木争之、不得」とある。

また清河集卷七節婦馬氏家伝に、「馬氏參知政事楊居寛之継室、(中略)至元十四年桑哥奏立尚書省、奪中

書機要、又以計傾罷之、先誣居寬等死歿」とある。  
(46)元史卷一七八王約伝に、「特丞相桑哥銜參政郭佑、爲  
中丞時、奏誅右丞盧世榮等、故誣以他罪」とある。

アーマッドの暗殺事件をめぐって